

平成30年度 第1回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 平成30年5月28日(月) 14:00~15:00
会 場 本庁舎2階 第4委員会室
出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
舟引 敏明委員、山畑 信博委員
仙 台 市 都市整備局長、計画部長
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課
青葉区街並み形成課 街並み係長
宮城野区街並み形成課 街並み係長
泉区街並み形成課 街並み係長

1. 開会

司会 ・本日の屋外広告物部会ですが、委員5名全員が出席しておりますので、会議が成立しております。

舟引部会長 ・議事に入る前に議事録の署名委員ですが、私と、杼窪委員にお願いしたいと思います。

2. 議事 (1) これまでの検討経過について

舟引部会長 ・本日は2つの議事があり、1つは、これまでの検討経過についてということで、新たに専門委員になられた方もおられますので、仙台市の屋外広告物条例の概要や最近の取り組み、そして昨年度のこの部会での審議事項について確認をするものです。もう1つは、今後の進め方について、今後、部会で審議を予定している事項についての現状や進め方となります。
・それでは1つ目の議事について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 ・(説明)

舟引部会長 ・委員の皆様からご質問ございますでしょうか。

山畑委員 ・特例許可についてですが、禁止されているところに対して特別に審議会に判断して設置を認めることだと思いますが、例えば何かしらのイベントについて期間限定で特例を認めることは想定しているのでしょうか。

都市景観課長 ・ いろいろなケースがありますが、例えば横浜市で行ったピカチュウ大集合のようなイベント系のものや、にぎわいの演出のようなまちのイメージアップなどについては、できれば特例許可で認めたいと思っております。このほかに、都市公園の中に、カフェなどの市民利便施設を設置して広告物を掲出をする場合、禁止地域から除外するという方法もありますが、逆に特例許可のほうがなじむ場合もあるかと思っています。そのように短期間のイベント的な広告物を認めることもあるし、継続的な広告物を認めることもあると認識しております。

舟引部会長 ・ 今の話については、イベント的に短期間だったら何でも許可してもいいのかというご意見や、やはりこの3条件に合っていないのであれば、やるべきではないというご意見などが今後出てくるかと思えます。やはり特例を認めるからには何らかの公共的なものに寄与するということからスタートするのかなと、そんな感じがいたします。

・ この特例許可は、この部会に具体的な審議がかかってまいります。もう1つの議事後でご質問いただいても構いませんので、先に次の議事を説明いただいております。

3. 議事（2）今後の進め方について

事務局 ・ （説明）

舟引部会長 ・ これからの部会の仕事は、禁止地域への対応と、屋外広告物のガイドラインをつくるということになるかと思えます。

・ 前半の議題でも構いませんので、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

杼窪委員 ・ 公園というのは仙台市の公園と、同じ仙台市の中に宮城県の公園があるわけですね。各町内の小さい公園は仙台市の公園というのは感覚的にわかりますが、中心部ですと仙台市の公園はどれになるのでしょうか。資料があれば、後日で良いので、いただきたいと思えます。

景観係長 ・ 大きい公園については大部分が仙台市で、勾当台公園、西公園、榴岡公園、錦町公園などは仙台市の公園となっております。宮城県の公園ですと楽天の球場がある宮城野原運動公園は宮城県管理となっております。

- 桴窪委員 ・ 県庁側の勾当台公園も仙台市ですか。
- 景観係長 ・ 仙台市です。
- 舟引部会長 ・ 私から問題提起をさせていただきます。ガイドラインの対象とする相手の1つとして、屋外広告物業者、屋外広告物をつくる人たちがおられます。この方々に、こんなものにしたほうがいいですよ、という1つの標準なものをガイドラインで示すわけですが、ここで屋外広告業の立場から桴窪委員にお聞きします。つくる側としておしゃれにつくるとか、格調高くつくるとか、そういう場合、どのようなことを考えられるのでしょうか。
- 桴窪委員 ・ つくる側の立場というのは大きく分けて2つあります。お客様の意向によるわけですが、1つはプロのデザイナーを通じて発注する場合です。プロのデザイナーを頼むことは、すばらしいことだと思いますが、この場合、看板屋はただつくるだけになりますので、つくる側の意思は制限されることになります。
- ・ もう1つは、舟引委員がおっしゃる形、一般的に小さい店のお客様ですが、こういう希望でこうやって考えてくれないかという発注の場合です。この場合、極論かもしれませんが、予算を度外視してでも市民やお客様に喜んでもらいたい、立派なものをつくりたい、という職人気質がでてくると思います。
- 山畑委員 ・ 屋外広告物を設置するに当たり、例えば建築物であれば、建築士が設計段階で、屋外広告物をどこにどのように出すかという検討をします。また、エリア全体であれば、ディベロッパーがそのエリアマネジメン的なことを検討することも出てくると思いますので、クライアント側となる建築物の設計側やディベロッパー、そういった方たちにも十分理解していただきたい内容なのかと思います。
- 舟引部会長 ・ もう1つの課題である都市公園や自然公園における特例をどうするかという話で言うと、特に都市公園については、平成29年に大幅に法律改正をして、公園の中にも民間施設をもっと導入して、お金も出してもらってにぎわいをつくり出そうという、パークPFIという形ができました。仙台市の建設局でも取り組んでいますが、仙台は、それ以外にも民間NPOを主体に公共空間を活用して、にぎわいをつくっていかうとい

う動きが続いています。

- ・そのような都市の中におしゃれでにぎわいをつくるという観点から言うと、従来のように厳しい規制をするよりは、動的なガイドラインのようなもので、何がおしゃれか、おしゃれでないのかという極めて抽象的なことに少し答えを出すということが、課題の1つだろうと思います。そういうにぎわいの形をプロデュースされている並木委員、いかがですか。

- 並木委員
- ・難しいことですが、建築の観点などプロの方を交えて、検討することも必要かと思います。デザインという観点で言えばデザイナーの話を書く際には、先ほどの特例許可と同様に、必要性などが説明できるデザインになっているか、ということではないでしょうか。
 - ・デザインは好き嫌いもありますし、ぱっと見ての印象も大事ですが、説明できないものでもないと思っております。特例許可のチェックリストにあるこの3つの観点の中の1つでもいいのですが、当てはまってつくれているということを言葉にして説明してもらうことはできると思います。

- 馬場委員
- ・私は街がにぎわったり、街に行ってみようと思う市民が増えるといいなと常々思っており、街の中でお昼ご飯を食べたり、オープンカフェのようなものについて、20年前に調査をしたことがあり、そのときは2つ、3つぐらいしかありませんでした。
 - ・ちょうど週末に街を歩いたのですが、道、歩道沿いにランチを外と中を一体化させて提供するお店が増えたと思っていたところです。そのお店をよく見ると、歩道というグレーゾーンに広告物がはみ出ていることがあります。こういうことは、そのガイドラインにどのように反映されていくのか、例えばちょっとした仮設の広告物や、幟旗（のぼり旗など）など、そういったものまで許可できるような融通性があるのかどうかということが気になるところです。
 - ・どのようなガイドラインとするかが非常に大事なわけですが、歩道、グレーゾーンみたいなところの広告物というのは、たくさん出てくると思うので、この部会あるいは景観総合審議会でどのように捉えていくかというのも、課題になると思っています。

- 並木委員
- ・今の話にも通じると思うのですが、実際に特例許可の案件として看板の絵が出されたときに、これをどうしようというのは、審議するのが難しいと思います。催しとか、公園の中にできる施設というのが全体を通

して与える影響、それが何なのかという核となるような目的がまず先にあって、それをどのように叶えていくのかというところで、この看板や広告がどのように位置づけられるというふうに落としていけば、おのずと解決していくこともあるのではないかと思います。

- 山畑委員
- ・ある自治体での特例許可申請の中で、そこの特例委員会では、そのデザインが余りにも良くなって、屋外広告物を掲出することは良いけれど、もう一度デザインを考え直してください、ということをしました。
 - ・イベントなどを中心にした広告物を出す場合に、私は特例許可の申請であればデザインに言及してもいいかと思います。仙台市での特例許可の場合、そのようなやりとりをこの部会場でできるのか、それとも広告物として掲出場所を提供したら、デザインには言及しないのか、そのあたりを詰めていく必要があるのかと思います。

- 舟引部会長
- ・今のご意見に対して、事務局から特例許可のチェックリストの説明をお願いします。

- 都市景観課長
- ・参考資料1の中に、申請者側で作成する特例許可のチェックリストがございます。どのような趣旨で、周辺はどのようなになっているのか、そして特例許可の必要性、良好な景観の形成に対しての工夫、安全性についてなどを記載いただきます。
 - ・チェックリストを1枚めくっていただきますと、特例許可の手続き・判断の流れの説明があります。最初に事前相談・事前協議を行い、該当するのであれば特例許可申請となり、この屋外広告物部会で必要性の確認と、景観への影響、安全性に関してご意見をいただきます。その後、市がその内容を申請者側の方と協議し、ご意見に対する対応を確認します。その後、特例許可として認めるかを市が判断し、特例許可をする流れになります。
 - ・このように特例許可にあたっては、良好な景観形成ですとか、工夫の内容など、少し踏み込んだ話をするようになります。また、その許可したことについては、この屋外広告物部会と景観総合審議会にご報告いたします。

- 舟引部会長
- ・景観への影響について、最後までこの部会でチェックができるということですね。
 - ・例えば個々の商売をされている方たちが、自分のお店が一番目立つよう

に高くて派手な看板を立てるとします。最初の方の看板は目立っていいのかもしれませんが、それをみんながやってしまうと道路沿いの看板の乱立となり、どれ1つ目立たずにまちが汚く見えてしまいます。

- それと対極にあるのが、ある程度節度のきいたおしゃれな看板、広告物がそれぞれの店を演出していて、まち全体としても雰囲気が良くなる。この2つの間の差について、私たちが知恵を出し、どうやったら後者の差をなくしていけるか、ということかと思えます。
- 早速その試みで、この後皆さんと実際に看板を見ていくということがありますので、議事のほうはこの辺で閉じさせていただきたいと思えます。

4. 閉会